

骨子案 山梨県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例(仮称)

関係省令 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令 (平成18年 国土交通省令第116号)

【省令の変更等対象条文一覧】

《総則》	《乗合自動車停留所》
第1条 この省令の趣旨	第17条 高さ
第2条 用語の定義	第18条 ベンチ及び上屋
《歩道等》	《路面電車停留場等》
第3条 歩道	第19条 乗降場
第4条 有効幅員	第20条 傾斜路の勾配
第5条 舗装	第21条 歩行者の横断の用に供する軌道の部分
第6条 勾配	
第7条 歩道等の車道等の分離	《自動車駐車場》
第8条 高さ	第22条 障害者用駐車施設
第9条 横断歩道に接続する歩道等の部分	第23条 障害者用停車施設
第10条 車両乗入れ部	第24条 出入り口
《立体横断施設》	第25条 通路
第11条 立体横断施設	第26条 エレベーター
第12条 エレベーター	第27条 傾斜路
第13条 傾斜路	第28条 階段
第14条 エスカレーター	第29条 屋根
第15条 通路	第30条 便所
第16条 階段	第31条 便所
	第32条 便所
	《移動等円滑化のために必要なその他の施設等》
	第33条 案内標識
	第34条 視覚障害者誘導用ブロック
	第35条 休憩施設
	第36条 照明施設
	第37条 防雪施設

- 凡 例
- ☐: 条例化不要項目
 - ☐: 独自基準
 - ☐: 省令参酌項目

【 条例化の目的と考え方 】

	省 令	参酌基準	目 的	考 え 方
条例化不要項目	第19条～第21条 路面電車停留場等			山梨県内に施設が無いいため条例化しない。
	第3条 歩道	道路には歩道を設けるものとする。	狭隘道路により歩道がとぎれることなく、高齢者や障害者等が安全で円滑に移動できるようにする。	構造についての条文を加える。
	第8条 高さ	歩道等の車道等に対する高さは5cmを標準とする。	高齢者及び車いす使用者等にとって歩道への乗入れが円滑にできるようにする。	円滑に移動できるように縁石の形状を考慮する条文を加える。
	第9条 横断歩道に接続する歩道等の部分	車道より2cm高くすることを標準とする。	高齢者及び車いす使用者等にとって歩道への乗入れが円滑にできるようにする。	視覚障害者への配慮がされている場合は2cmの段差を無くすることもできる条文とする。
	第22条 条例では第19条 障害者用駐車施設	障害者用であることを見やすい方法で表示する。	駐車時でも障害者用であることが判断できるようにする。	表示板など具体例を条文に明示する。
	第23条 条例では第20条 障害者用停車施設	障害者用であることを見やすい方法で表示する。	停車時でも障害者用であることが判断できるようにする。	表示板など具体例を条文に明示する。
省令参酌項目	上記以外の条項			本県の実情に基準と異なる特殊性はないことから、省令どおりの基準を定める。 ※省令については、トップページから参照できます。